

サン薬局荒木店の行っているサービス内容について

※以下の内容につきましては、令和7年4月時点の調剤報酬に基づいて作成しております。

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料1	当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です
後発医薬品体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算3	後発医薬品体制加算3の「施設基準（直近3ヶ月の後発医薬品の数量割合90%以上）」に適合する薬局です
調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやそのご家族から収集した患者さまの副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報やお薬手帳、他科受診状況、併用薬、生活習慣、薬剤服用歴などをもとに薬剤師が薬学的に分析・評価を行い、薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を行っています。
服薬管理指導料	薬剤服用歴をもとに、処方されたお薬に飲み合わせや重複がないかを確認し、薬剤情報提供文書を用いて、服用用量や服用方法についてご説明いたします。 また、お薬をお渡しする際には、患者さまの服薬状況、体調の変化、残薬の有無などを確認し、適切にお薬を服薬していただくために必要な情報を丁寧にご説明いたします。 お薬をお渡しした後も、服薬中の体調の変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて処方医へ状況を報告し、連携する体制もっております。
医療DX推進体制整備加算に関する事項	
医療DX推進体制整備加算	医療DXを活用する体制を整備しています ・オンライン資格確認システムを通じて情報を取得し、調剤や服薬指導に活用する体制を整えています。 ・マイナ保険証の利用促進に取り組み、医療DXを通じて質の高い医療を提供する体制を整えています。 ・電子処方箋を応需でいる体制を整えています。 ・電子薬歴による調剤服用歴の管理体制を整えています。 ・電子カルテ情報共有サービス等の医療DXに係る取組を実施しております。 ・マイナ保険証の利用を推進しております。 ・医療DX推進の体制に関する掲示を実施しております。 ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置を整えています。
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項	
かかりつけ薬剤師指導料及び かかりつけ薬剤師包括管理料	当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています ・保険薬剤師の経験3年以上 ・週32時間以上の勤務 ・所属薬局へ1年以上の在籍 ・研修認定薬剤師の取得 ・医療に係る地域活動の取組への参画
地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です ・十分な数の医薬品の備蓄、周知（医療用医薬品1200品目） ・他の保険薬局との連携（在庫状況の共有・医薬品の融通） ・医療材料及び衛生材料を供給できる体制 ・麻薬小売業者の免許 ・集中度85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が70%以上 ・取り扱う医薬品に係る情報提供体制 ・平日8時間以上/日、土・日いずれかに一定時間以上の開局、45時間以上/週の開局 ・休日、夜間の開局時間外の調剤・在宅に対応できる体制（自薬局または連携薬局案内） ・当該薬局を利用する患者からの相談応需体制の整備 ・夜間・休日の調剤、在宅対応体制（地域の輪番体制含む） ・診療所又は病院及び訪問看護ステーションと円滑な連携 ・保険医療サービス・福祉サービス担当者との連携体制 ・在宅薬剤管理の実績 24回以上/年 在宅患者訪問薬剤師管理指導の届出・体制整備・周知 ・ブレアボイド事例の把握・収集 PMDAメディナビに登録 ・医療安全に資する取組実績の報告 ・副作用報告に係る手順書を作成し、報告を実施する体制を構築（直近1年以内に報告していること） ・かかりつけ薬剤師指導料等の施設基準の届出 ・患者ごとに服薬指導の実施、薬剤服用歴の作成

	・管理薬剤師が、保険薬剤師として5年以上の薬局勤務経験、当該保険薬局に継続して1年以上在籍 ・定期的な研修の実施、研修計画の作成、学会発表などの推奨 ・患者のプライバシーへの配慮（パーテーション等の設置）、椅子に座った状態での服薬指導 ・一般用医薬品及び要指導医薬品等の販売（健康サポート薬局要件の48薬効群を取り扱うこと） ・健康相談、生活習慣に係る相談に実施（健康教室を行っている旨を薬局の内外に掲示・周知） ・疾病予防に資する取組み ・緊急避妊薬の取り扱いを含む女性の健康に係る対応（備蓄と調剤体制） ・たばこ及び喫煙器具の販売禁止（敷地内禁煙）
--	---

連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です 1 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けており、次に掲げる体制が整備されています （ア）感染症対応に係る適切な知識を習得することを目的とした研修の実施 または、外部の機関が実施する研修への参加（年1回以上） （イ）新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療の提供に当たっての訓練の実施 または、外部の機関が実施する研修への参加（年1回以上） （ウ）新型インフルエンザ等感染症等の発生時において、知事からの要請を受けて、自宅療養者等に対して調剤/オンラインor訪問による服薬指導/薬剤等の交付等の対応を行う体制 （エ）個人防護具の備蓄 （オ）新型インフルエンザ等感染症等の発生時において、要指導医薬品及び一般用医薬品、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対策に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備・提供している 2 災害の発生時等において他の保険薬局等との連携に掲げる体制として次に係る体制が整備されている （ア）医薬品の提供施設として薬局機能を維持 自治体等からの要請により、避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備 （イ）災害の被災状況に応じた対応を習得する研修の実施（研修、訓練を年1回以上実施） または地域の協議会、研修、訓練等に参加するよう計画を作成し、実施 （ウ）災害の発生時において、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤・在宅に対応できる体制の整備 3 災害や新興感染症発生時における対応可能な体制を確保していることについて地域の行政機関、薬剤師会等のウェブサイトで広く周知している 4 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等を作成していること 5 情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること 6 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キット（体外診断用医薬品）の取扱い

在宅薬学総合加算に関する事項	
在宅薬学総合加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年24回以上） ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知 ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者免許の取得

医療情報取得加算に関する事項	
医療情報取得加算	薬局では、オンライン資格確認システムを導入しております。患者さまにご同意いただいたうえで、診療歴や服用薬、特定検診の結果などの診療に必要な情報を同システムを通じて確認・活用し、適切な調剤を行っております。また、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進や、電子処方せん・電子カルテ情報の共有サービスなど、デジタル化による医療の質の向上にも積極的に取り組んでおります。

明細書発行に関する事項	
明細書発行に関する掲示	当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。 明細書には、処方内容や調剤にかかる調剤料など、お支払い頂く費用全体の内訳が記載されております。明細書の発行を希望されない場合は、お手数ですが会計時にその旨をお申し出ください。